鳥取県告示第 492 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所 天神川漁業協同組合 倉吉市西倉吉町7-12
- 2 漁業権の免許番号共同漁業権内共第2号
- 3 認可に係る変更の内容 天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前		
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる 者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおり とする。			第 2	(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる 者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおり とする。		
	区分	遊漁料		区分	遊漁料	
	略			略		
	中学生	無料		中学生	年間 1,000円	
	略			略		
3)	3及び4 略			3及び4 略		
		,				

4 変更後の遊漁規則の施行の日 平成19年6月1日